

各指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 御中

京都市

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長
保健福祉局障害保健福祉推進室在宅福祉課長

令和 5 年度指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る
自己点検の実施について（依頼）

日頃は、本市障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、指定自立支援医療機関を指定していますが、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。

つきましては、各指定自立支援医療機関において別添「指定自立支援医療機関自己点検票（以下「自己点検票」という。）」により自己点検を実施いただくこととしておりますので、下記のとおり今年度の点検結果を御提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 提出が必要な指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
上京区、左京区、中京区に所在する指定自立支援医療機関

- 2 提出書類

自己点検票（育成医療・更生医療）

※ 同封の様式に点検結果を記入してください。

なお、様式は京都市ホームページにも掲載していますので、必要時御活用ください。

U R L : <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000243797.html>

アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 障害者福祉

⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）用

⇒ 自己点検票（育成医療・更生医療）

※ 病院又は診療所については、指定されている診療科（医療の種類）に丸印がされているか御確認ください（自己点検票をダウンロードされた場合、該当する診療科に丸印を御記入いただきますようお願いいたします。）。

- 3 提出方法

同封の返信用封筒に切手を貼付のうえ、郵送で提出してください。

- 4 提出先

〒604-8571

中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 在宅福祉第二担当

5 提出期限

令和5年 11月 17日（金）必着

6 その他

- (1) 名称、所在地、主たる担当医師や薬剤師等に変更があった場合は、届出を行う必要があります。変更のある場合は速やかに手続をお願いいたします。

U R L : <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000243797.html>

アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 障害者福祉
⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）用
⇒ 変更の届出（主たる医師・薬剤師・名称・所在地など）

なお、現在の指定状況（令和5年10月1日時点）については、京都市情報館（ホームページ）に掲載しています。

U R L : <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000094110.html>

アクセス方法：京都市情報館トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 障害者福祉
⇒ 各種資料 ⇒ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の一覧

- (2) 医療機関等を廃止される場合は廃止届出書を提出してください。また、今後、自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする一月以上前に指定辞退申出書を提出していただく必要があります。
- (3) 今年度以降、自己点検票の提出依頼につきましては、3年度周期といたしますが、毎年度、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）において自己点検を実施いただき、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

7 問合せ先

(1) 【育成医療に関する内容について】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

住所：〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1

井門明治安田生命ビル2階

電話：075-746-7625

担当：医療児童手当担当 津森・北川

(2) 【更生医療に関する内容について】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎4階

電話：075-222-4161

担当：在宅福祉第二担当 河上・丸山